

E メール配信 (20 September 2021 09:04)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記2点、ご案内いたします。

- ① "ANTIGEN RAPID TEST KITS VENDING MACHINES DEPLOYED ISLANDWIDE AND UPDATES TO HOME RECOVERY AND TRAVEL CLASSIFICATIONS"について9月17日、MOHは、ARTキットの自動配布機の設置、自宅療養、国境規制の変更等について発表しました。

<主なポイント>

・HRW (Health Risk Warnings)の通知を受け取った人は、PCR検査を受け、陰性結果が出るまでの間、自己隔離をしなければならない。また、発症者と最後に接触した日から、3日目、5日目、7日目に自分でART検査を行い、8日目以降に再度PCR検査を受けることが求められる。これらが終わった後、接触後10日目にHRW期間が終了する。

・9月18日以降、HRW、もしくはHRA (Health Risk Alerts) の通知を受けた人は、検査に関する説明を受けることになる。ID (NRIC/FIN) を使って自動配布機でARTキットを受け取り、自己検査を行うことができる。

・HRAの通知を受け取った人は、1日目、3日目、5日目に自分でART検査を行い、感染者との接触の可能性があった日から10日目まで健康状態をチェックし、社会的な交流などを控えることが推奨される。

・9月18日以降、下記条件を満たす感染者は、自宅療養の対象となる。

a) 2回のワクチン接種を終え、2週間が経過していること

b) 年齢が12歳から69歳までであること

c) 重度の併存疾患や病気がないこと

d) 自宅で隔離が可能であること。バスルームが付いていることが望ましい。

e) 世帯員に80歳以上の人がいないこと、または妊娠中、免疫反応が弱い、複数の合併症を持つ等の人がないこと。

※9月14日のMOHの通知から、年齢の上限が50歳から69歳へ引き上げられ、“症状がない、または軽度であること (c) Have no or mild symptoms;)”という条件が削除されています。

・入国に関する規制が下記の通り更新され、9月22日23時59分以降、カテゴリII、IIIへ下記の国々が追加される。

カテゴリII：ポーランド、サウジアラビア

カテゴリ III: ブルガリア、チェコ、フランス、ラトビア、ポルトガル、スペイン

更新後のカテゴリ分けは下記 Annex C を参照

(<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-ceec8f5888ae24cacbaf20c3e42d9c8ba.pdf>)

・9月22日23時59分から、シンガポールへの出発前21日間にインドネシアにいた渡航者は、シンガポールで乗り換えをすることができるようになる。また、入国時には、カテゴリIVの措置が適用されるようになる。

※これまでは、乗り換え禁止、入国時には、到着時のPCR検査に加え、ART検査を必要としていた。

本内容（原文）につきましては、下記 MOH のウェブサイトをご確認ください。

https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/antigen-rapid-test-kits-vending-machines-deployed-islandwide-and-updates-to-home-recovery-and-travel-classifications_17Sep2021

②“Time-Limited 8-weeks Rostered Routine Testing (RRT) for workplaces”について

GoBusiness Singapore のウェブサイトにおいて、職場における8週間のRRT検査について概要が掲載されました。

< 主なポイント >

・定期的なRRTの対象となっていない従業員のいる企業は、自主的に申請をし、従業員一人当たり8個のARTキットを入手し、2か月間に渡って従業員の検査を行うことができる。同検査は、職場、もしくは自宅で行うことができる。

・現在、定期的なPCR検査やFast and Easy Testing (FET) のRRTが義務付けられておらず、少なくとも週1回、物理的に職場や現場に戻る従業員が対象となる。

・ARTキットを申請する企業は、全従業員に対して毎週適切に検査を実施し、検査結果を記録し、適切なプロセスを確立する必要がある。

・ARTキットを申請した企業は、月に1度、ART結果を下記リンクから政府に提出する必要がある。

(<https://go.gov.sg/time-limited-rrt-art-results-declaration>)

・対象条件を満たす従業員を擁する企業は、下記リンクからARTキットを申請することができる。

(<https://go.gov.sg/time-limited-rrt-art-kits-application>)

・申請期間は2021年9月16日～10月13日であり、ARTの申請が認められた企業へは、

20日以内に配送の連絡が行われる。

本内容（原文）につきましては、下記 GoBusiness Singapore のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.gobusiness.gov.sg/timelimitedrrt/>

以上

< 本件担当 > JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中! like! us on JCCI facebook (<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>)